

児童生徒のタブレット端末校内持ち込みについて

【タブレット型端末の校内への持ち込みについて】

- ・御家庭で使用しているタブレット端末を、学習支援機器として学校で使用する場合は、「**学習支援機器（タブレット型端末）等届出書（別紙）**」の提出をお願いします。

【セキュリティ・個人情報の保護について】

- ・家庭から持ち込んだタブレット端末については、校内のネットワークによるインターネット接続はできません。
- ・原則として授業外でのカメラの使用は禁止とします。また、他の児童生徒が写っている写真や動画などを、本体に残したまま持ち帰ることは禁止です。

【本体破損、故障について】

- ・原則として他の児童生徒が触れることはなく、本人のみが使用します。
- ・取り扱いには十分留意しますが、学校での故障・破損等については保障できませんので御了解ください。

【お願い】

- ・本体は毎日、持ち帰ることとします。
- ・タブレット端末などは精密機械です。特に液晶は壊れやすいので落としても壊れにくいケースに入れることをお勧めします。
- ・購入日と同時に加入する保険がありますので、これから購入する方は、加入することをお勧めします。

※1 届け出が受理されると、校内使用許可を示すステッカーを貼付しますので御了承ください。

(ステッカー例)

名特生徒 No.〇〇〇〇

※2 届出の有効期間は最長3年です。中学部1年、高等部1年への進学時、及び機種変更時には、再度届け出ていただきます。

学習支援機器（タブレット型端末）等届出書

平成 年 月 日

愛知県立名古屋特別支援学校長 殿

() 部 () 年 () 組 児童生徒氏名()
保護者() 印)

- ・持ち込んだタブレット型端末は、校内のネットワークからインターネットに接続することはできません。
- ・他の児童生徒が写っている写真や動画などの個人情報を持ち帰ることはできません。
- ・学校での故障・破損等については保障できません。
- ・校内使用許可を示すステッカーを貼付します。

以上の項目を承諾した上で、下記の学習支援機器（タブレット型端末）の持ち込みを届出します。

申請の別	新規 ・ 更新 ・ 機種変更
機種名	
持ち込み理由	
保険加入の有無	加入している ・ 加入していない

※ 以下 学校記入

受理日 平成 年 月 日 ()

許可記号

許可期間 平成 年 月 日 から 平成 年 3月31日

(小6、中3、高3の年度末、及び機種変更時を使用期限とする。)